「歴史的課題への挑戦と未来への確かな布石」の実現に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路４　子育てに希望が持てる社会の実現

■きめ細やかな少子化対策の推進

1　少子化対策の推進

要望先　：こども家庭庁
県担当課：こども政策課

◆提案・要望
　少子化対策、こども政策の実現、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した質の高い支援の提供、教育の更なる充実を図るため、思い切った財源投入を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- 　本県では、こどもが生まれた世帯にギフトを支給する、子育てファミリー応援事業などを実施しているが、県と市町村が一体となって実施する実効性のある少子化対策に対して、継続的な財政支援がない。
- 　少子化対策、子育て支援の充実は必要不可欠であるが、厳しい財政状況の中では地方公共団体単独の実施は困難である。
- 　「地域少子化対策重点推進交付金」は、結婚新生活支援事業を中心に県内市町村で活用しているが、所得や年齢の要件が厳しいことや、財政負担が市町村参加の大きな支障原因となっている。
- 　また、この交付金は単年度の取組への予算であり、事業周知の時期が遅く、提出期間も短い上、国の補助要綱が確定する前に、市町村にも予算化を義務付けるなど、地域の実情に合った少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。
- 　さらに、市町村にとって補助率が高い、都道府県主導型市町村連携コースにおいても、制約事項が多く、決して、市町村が利用しやすい仕組みとはなっていない。
- 　国において全国一律の少子化対策、子育て支援施策の拡充を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな取組が実現できるよう、思い切った財源投入を要望する。

■子育て支援の充実

１　保育の質の向上

要望先　：こども家庭庁
県担当課：こども支援課

◆提案・要望

（１）　子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように保育士の配置基準の更なる見直しを行うこと。特に、１歳児の配置基準の改善については、早急に実施すること。また、これに伴う恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定すること。さらに、物価高騰分については、確実に公定価格に反映すること。

（２）　障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要なこどもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。

（３）　研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

・　平成27年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が、地域の保育現場の人件費の状況を充分に反映した内容となっていない。
・　保育士の配置基準は、令和６年度から３歳児は保育士１人に対して児童15人、４・５歳児は保育士１人に対して児童25人に改善されたが、諸外国と比較しても緩く、保育現場の実情にあったものではない。
・　保育所の公定価格においては１歳児６人に対し保育士１人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童４人に対し保育士１人を配置できるよう補助を実施している。
・　乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
・　チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が12年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。
・　延長保育事業の補助単価については、令和６年度から国は増額改定する予定であるが、それでもなお30分延長と１時間延長の場合に大きな差が生じているため、現場の状況を反映した内容となっていない。

・　原油価格・物価高騰について、令和５年度は光熱費や食材費の価格高騰に対応するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できることとなっていたが、保育所等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映する必要がある。
・　児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児３人に対し１人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
・　平成29年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では修了要件として、１分野につき15時間以上の受講が義務付けられており、受講者は最低でも２日程度保育所等を離れることとなる。

２　保育所整備等への交付金等の充実

要望先　：こども家庭庁
県担当課：こども支援課

◆提案・要望
（１）　保育所整備等を円滑に行うため、就学前教育・保育施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。

（２）　補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。

（３）　首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所などの耐震診断や耐震改修について補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等
・　保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
・　資材価格や労務費の高騰などの影響により、整備費用が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。
・　首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、十分な支援が必要である。

◆参考
〇主な事業
　就学前教育・保育施設整備交付金（保育所、認定こども園などの整備）
　保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

〇就学前教育・保育施設整備交付金（令和６年度交付要綱案）
・　補助率
　通常　　　国１/２、市町村１/４、事業者１/４
　特定※　　　国２/３、市町村１/12、事業者１/４
　※「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている場合など
・　交付基準額
　都市部 60 名定員（補助率２/３）の場合　　131,300 千円
・　待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合の基準額
　土地借料加算　37,500 千円（通常：19,000 千円）
　地域の余裕スペース活用促進加算　都市部 13,410 千円（通常：3,040 千円）
・　補助の方法
　国→市町村→事業者

○保育対策総合支援事業費補助金（令和５年度交付要綱）

・　送迎保育（広域的保育所等利用事業）
　　事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助
　　バス借上げ費　１台当たり基準額年間 7,500 千円
　　保育士等雇上費　１人当たり基準額年間 5,000 千円（２人目以降は 3,000 千円／人）
・　賃貸物件による保育所改修費
　　事業に必要な改修費、賃借料等を補助
　　１施設（20～59 人）当たり基準額 29,486 千円（①34,946 千円、②38,223 千円）
　　　①待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策の採択
　　　②①に加え、待機児童対策協議会において関連ＫＰＩを設定
・　補助の方法
　　国→市町村→事業者

３　不妊治療等への支援の拡充

要望先　：こども家庭庁
県担当課：健康長寿課

◆提案・要望

（１）　不妊治療に医療保険が適用されたが、これまでの助成制度より自己負担が増加する場合もあることなどから、不妊・不育症治療、検査にかかる保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。

（２）　不妊・不育症治療、検査にかかる自己負担額の軽減措置や独自に助成を行う地方公共団体への財政支援措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

・　令和４年４月から不妊治療における体外受精などの基本治療については新たに保険適用となった。これにより経済的負担が軽減され、不妊に悩むより多くの方々の支援につながっていると考えられる。
・　一方、不妊治療を受ける方それぞれの状況に応じて、追加的に実施される検査や治療のうち、保険適用されず全額自己負担となったものもある。
・　保険適用にはならなかったものの、先進医療として国が位置付けたものについては、特例的に保険診療との併用が可能であるが、先進医療部分については全額自己負担となる。また、保険診療と保険適用外診療を組み合わせて実施すると、保険診療分も含め全額自己負担となり、保険適用のメリットを受けられない場合もある。
・　また、治療費や所得によっては、保険適用になったことで、これまでの助成制度より自己負担額が増える場合もある。
・　上記により、不妊治療の保険適用に伴い、治療の選択肢の幅が狭まっているとの意見もある。
・　本県では、不妊治療に至る検査の自己負担の軽減を図るため、不妊検査等の助成事業を実施しているが、より効果的な事業を継続的に実施していくためには、国による財政支援措置が必要である。

◆参考

〇本県における不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業の実施状況（単位：件）

年　度	令和２年	令和３年	令和４年
不妊検査費	2,485	2,661	2,159
不育症検査費	391	453	344

■児童虐待防止・社会的養育の充実

1　生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもに対する学習支援の推進

要望先　：厚生労働省
県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

（１）　各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、財政支援を強化し、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

（２）　小学生に対する支援は単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象の事業を増やすなど、充実させること。

◆本県の現状・課題等

・　本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から99.5%（令和４年度学習教室参加者）に12.6ポイント向上した。

・　学習支援は、貧困の連鎖解消に非常に効果的であることから、各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、また地域間格差が生じないよう、国庫補助率を引き上げる等、国として積極的に財政支援すべきである。

・　本県では平成30年度から小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を進めることとした。小学生に対する支援は、単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費を見直すこと。